

加算税額の計算明細書

	総合課税 の所得金 額	分離課税 の所得金 額	申告 納税額 (A)	予定 納税額 (B)	納付すべき税額 (A - B)
修正申告額	10,365,148	48,822,934	25,527,800	234,200	25,293,600
隠ぺい伪装されていない事実のみに基づいて修正申告があったものとした場合の金額	10,365,148	0	353,100	234,200	118,900
確定申告額	9,993,048	0	241,300	234,200	7,100
過少申告加算税の額の計算の基礎となる税額					111,800
過少申告加算税の額					11,000
重加算税の額の計算の基礎となる税額					25,174,700
重加算税の額					8,809,500

a 過少申告加算税の額 1万1000円

隠ぺいし又は伪装されていない事実のみに基づいて修正申告されたとした場合に通則法35条2項の規定により納付すべきこととなる税額（過少申告加算税の額の計算の基礎となる税額）11万1800円のうち、1万円未満の端数を切り捨てた（通則法118条3項）11万円に100分の10を乗じた額。

b 重加算税の額 880万9500円

修正申告により納付すべき税額2528万6500円（2529万3600円－7100円）から、過少申告加算税の額の計算の基礎となる税額11万1800円を控除した金額2517万4700円のうち、1万円未満の端数を切り捨てた（同前）2517万円に100分の35を乗じた金額